**おもてなしキャストサービス供給契約書**

|  |
| --- |
| 契約締結日：２０１●年●●月●●日 |
| 加入者 | 【住所（※都道府県から記載）】 | 当社 |  |
|  | 【会社名】 |  | 株式会社ＵＳＥＮ |
|  | 【代表者役職名】　　【代表者氏名】 |  | 代表取締役社長　　田村　公正 |

【会社名】(以下「加入者」という。）と、株式会社ＵＳＥＮ（以下「当社」という。）とは、当社の提供するサービス「おもてなしキャスト」（以下「本サービス」という。）について、以下のとおり、おもてなしキャストサービス供給契約（以下「本契約」という。）を締結する。

加入者および当社は、本契約の締結を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上各自１通を保有するものとする。

**取引条項**（取引条項に示す金額は全て消費税等別の表記とする。）

|  |  |
| --- | --- |
| **１.** | **本契約の契約期間** |
|  | (１) | 契約期間 | ２０１●年月●●日から２０１●年月●●日まで |
|  | (２) | 契約更新しない旨の事前通知期日 | 期間満了日の６ヶ月前までに更新しない旨を書面で通告 |
|  | (３) | 更新条件 | 期間満了日の翌日から起算して３年間、同一条件にて更新 |
| **２.** | **本契約締結時対象店舗** |  |
|  | (１) | 対象店舗数 | 本契約締結時において●●店舗（店舗名・店舗住所は別紙の店舗リストのとおり） |
| **３.** | **追加対象店舗の契約期間** |
|  | (１) | 契約期間 | 設置翌月から、２４ヶ月 |
|  | (２) | 契約更新しない旨の事前通知期日 | 期間満了日の３ヶ月前までに更新しない旨を書面で通告 |
|  | (３) | 更新条件 | 期間満了日の翌日から起算して２年間、同一条件にて更新 |
| **４.** | **初期導入費用** |
|  | (１) | 初期導入費用 |  ミキサー１台につき○○,○○○円　  |
|  | (２) | 支払条件 | 支払対象店舗 |  |
|  |  |  | 締め日 |  例)毎月末日、or、適用除外　 |
|  |  |  | 支払日 |  例）締め日の属する月の翌月末日 |
|  | (３) | 支払方法 |  |  |
| **５.** | **利用料金** |
|  | (１) | 利用料金 | 月額利用料金 |  ミキサー１台につき、月額利用料金●●●●円※消費税等込の月額利用料は１円未満小数点第一位以下切り捨てとする。 |
|  | (２) | 支払条件 | 支払期間 |  |
|  |  |  | 締め日 |  ＜例＞　 (半年払いの場合)　　(ⅰ)【締め月①】月末日　　(ⅱ)【締め月②】月末日  (年払いの場合)毎年【締め月】月末日 |
|  |  |  | 支払日 |  例)締め日の属する月の翌月末日 |
|  |  |  | 一括支払額(一店舗あたり) | ※上記算出条件：支払期間月数●ヵ月、割引率●●％※一括支払い時の条件(ⅰ)一括支払額の１円未満小数点以下第一位は切り捨てるものとする。(ⅱ)月額利用料に係る消費税等は、本サービス提供月における税率を適用する。 |
|  | (３) | 支払方法 |  |  |
| **６.** | **特記事項** |
|  |  |
|  | 【例①：過去に締結済み包括契約があり本契約を再締結する場合】加入者および当社は、●●●●年●●月●●日付けで両者間で締結されている「おもてなしキャストサービス供給契約書（※又は該当する契約書名を記載）」（以下「原契約」という。）を本契約有効期間開始日を以って契約外の合意により解約すること、並びに原契約の対象となっている店舗の全てが本契約の対象店舗となることに合意するものとする。【例②：加入申込書又は包括契約以外の契約により複数既存加入店がある場合】加入者および当社は、対象店舗を設置先とした本サービスに係り、効力を有している両者間で締結されている契約（以下「原契約」という。）の一切を、本契約有効期間開始日を以って契約外の合意により解約すること、並びに原契約の対象となっている店舗の全てが本契約の対象店舗となることに合意するものとする。【例③：対象店舗入居施設の料金を適用する場合※店舗リスト添付必須】対象店舗のうち取引条項「4.初期費用」及び「5.利用料」(以下総称して「利用料等」という。）を適用しない店舗の利用料等は別紙店舗リストに記載のとおりとする。 |

**契約条項**

**第１条（目的）**

加入者は当社に対し、加入者の直営店および加盟店（以下あわせて「加入者店舗」という。）におけるサービスとして、複数の加入者店舗への本サービスの供給を委託し、当社は、これを受託する。

２．当社は、本サービスを別途当社が定める「ＵＳＥＮおもてなしキャストサービス契約約款」（以下「約款」という。）に基づき供給し、複数の加入者店舗へ本サービスを供給するために本契約を定めるものとする。ただし、本契約の規定と約款の規定が抵触する場合、本契約の規定は、約款の規定より優先されるものとする。

**第２条（本サービスの供給範囲）**

当社が本サービスを供給する店舗は、本契約の契約期間内において日本国内に存在する加入者店舗のうち加入者が指定する店舗（以下「対象店舗」といい、本契約締結時における対象店舗は別紙のとおり）とする。

２．加入者は、対象店舗たる加入者の加盟店に対しても本契約および約款を遵守させるものとし、その加盟店が本契約および約款に違反した場合、加入者が違反したものとみなす。

**第３条（対象店舗の追加）**

加入者は、対象店舗以外の加入者店舗へ本サービス供給の追加を希望する場合、その希望する加入店舗（以下「追加対象店舗」という。）の名称、住所を本サービスの供給開始を希望する日の1ヶ月前までに当社に通知するものとする。

２．前項に定める通知を当社が受領した後、加入者がサービス供給の追加を希望した日までに当社から加入者に対しなんらの通知がない場合、加入者および当社は、その加入者店舗に対し、本契約を適用することを合意したものとみなす。

３．本条第１項に定める追加対象店舗が加入者の加盟店の場合、その加盟店は、約款第6条に定める申込書を供給開始の希望日までに当社に提出するものとする。

**第４条（契約期間）**

本契約および追加対象店舗の契約期間は、取引条項に定める。ただし、取引条項に定める契約更新しない旨の事前通知期日までに、加入者または当社いずれからも書面による更新をしない旨の意思表示が無い場合、取引条項に定める条件にて更新されるものとし、以後の期間満了毎同様とする。

２．前項にかかわらず、追加対象店舗の最低利用期間は利用開始日の翌月から２年間とする。

**第５条（各種料金）**

加入者は当社に対し、本サービスを複数の対象店舗へ供給することに対する初期導入費用、利用料金、および各種手数料（以下総称して「各種料金」という。）を、支払手数料加入者負担にて、取引条項に定めるとおり支払う。なお、支払日が当社指定金融機関の休業日の場合、その休業日の翌営業日までに支払うものとする。

２．本サービスの利用料は、本サービスの供給を開始した（「設備設置が完了した」と同意とする）日の属する月の翌月から供給終了（「専用機器の撤去が完了した」と同意とする）日の属する月まで発生し、加入者はこれを支払う義務を負う。

３．各種料金に対する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、各種料金の利用当月における消費税率を適用するものとする。

**第６条（専用機器）**

当社は、対象店舗および追加対象店舗に本サービスを供給するために必要な、専用ミキサー等の専用機器（以下、総称して「専用機器」という。）を、別途対象店舗毎に加入者と設置方法等を打ち合わせの上、設置する。

２．対象店舗の状況によって専用機器の設置に特別な作業等が必要と当社が判断した場合、または加入者が専用機器に付帯する設備の設置作業等を当社に委託する場合、その設備設置作業に対する費用、諸条件、および日程等について、加入者との間で別途契約を締結し、対応する。

３．対象店舗または追加対象店舗への本サービスの供給を終了することとなった場合、その理由如何に拘らず、当社は、加入者と協議の上決定した期日までに、その対象店舗または追加対象店舗の専用機器を無料で撤去するものとし、加入者は、当社が行う撤去作業に協力するもの　とする。

**第７条（一部解約および全部解約）**

加入者が当社に対し、対象店舗または追加対象店舗が閉店することを理由として、本サービスの供給終了の1ヶ月前までにその旨の申入れをし、対象店舗または追加対象店舗が本サービスの供給終了と同時に閉店することを当社が確認した場合、当社は加入者に対し約款第17条に定める解約金の支払いを免除し、既に加入者が当社に支払った利用料から、使用期間の利用料に相当する額（年一括支払等による割引は適用しない）および返金手数料を差引いた額を返金する。

２．本契約の当初契約期間中は、本契約を中途解約できないものとする。

３．本契約の当初契約期間満了の翌日以降において、加入者が本契約の全部（本契約を適用する対象店舗および追加対象店舗の全部）の解約を希望する場合、加入者は当社に対し、解約を希望する日の６ヵ月前までに書面にて通知を行い、対象店舗および追加対象店舗の全部に相当する約款に定める解約金を解約日までに支払うことにより、本契約を解約できるものとする。なお、既に加入者が当社に支払った各種料金は、返金しない。

**第８条（契約解除）**

加入者および当社は、相手方が本契約に違反した場合、相当なる期間を定めかかる違反の是正を催告し、その期間内においてかかる違反が是正されないときには本契約の全部または一部を解除することができるものとし、且つ、損害の内容に応じて賠償を求めることができるものとする。

２．加入者および当社は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その相手方に対する何らの通知および催告等を要さず、本契約の全部または一部を解除できるものとし、且つ、損害の内容に応じて賠償を求めることができるものとする。

① 相手方の故意または重大な過失により、有形、無形の損害を被ったとき

② 仮差押え、差押え、仮処分、強制執行を受けたとき、滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、または競売、会社更生、民事再生、破産の手続開始の申立があったとき、もしくは申立を受けたとき

③ 手形交換所および銀行の取引停止処分を受けたとき

④ 監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分をうけたとき

３．加入者および当社は、本条第１項に基づき本契約を解除されたとき、または前項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、相手方に対する一切の債務について、何らの通知および催告等を要さず、当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

**第９条（守秘義務）**

加入者および当社は、本契約履行の過程で知り得た相手方の秘密情報、本契約の諸条件、および加入者店舗内事情等を、本契約の目的以外に本契約の契約期間中はもとより本契約終了後といえども、第三者に開示・漏洩または利用してはならない。

２．加入者または当社は、本条に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、これを賠償する責を負うものとする。

３．本条は、本契約終了後３年間効力を有するものとする。

**第１０条（反社会勢力に関する表明・保証）**

加入者および当社は、相手方に対し、本契約締結時および本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証する。加入者が本条の規定に違反した場合、当社は何ら催告することなく本契約を解除することができるものとし、この場合に加入者に損害が生じても、当社は何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとする。

**第１１条（通知）**

本契約に関する通知および承諾は、すべて文書（電子メールまたはファクシミリを含むものとする）によってなされるものとする。

**第１２条（協議事項）**

本契約の条項のうち解釈に疑義を生じた事項、または本契約に定めなき事項については加入者と当社との間で協議し、これを円満に解決するものとする。

**第１３条（準拠法）**

本契約は、日本国法に従い解釈されるものとする。

**第１４条（合意管轄）**

本契約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【添付】

＊本紙は印刷せずに、契約締結時点の「おもてなしキャストサービス契約約款」を一緒に製本してください。